

経営事項審査の手引き

令和8年度（第1版）

注意点等

- 1 審査方法について
原則、審査は遠隔で行います。
書類の提出は、原則郵送又は電子申請によりお願いします。
- 2 技術職員が基準日時点で6か月を超えて雇用されていることの確認書類について
健康保険証の新規発行終了に伴い、令和7年12月2日以降を審査基準日とする経営事項審査においては、健康保険証に代えて、審査基準日に対して適用年月が7か月以上前の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、住民税特別徴収税額を通知する書面又は貸金台帳（写）等で確認を行うこととします。
また CCUS 加入事業者においては、直近の技能者情報（帳票 1-1）での確認も可能となります。

なお、令和7年12月1日以前を審査基準日とする経営事項審査においては、審査基準日時点で有効な健康保険証を確認書類として使用いただけます。
- 3 消費税確定申告書及び添付書類について
令和7年1月から税務署による收受日付印の押なつが廃止されたことに伴い、令和7年1月以降に税務署に提出された申告書については、收受日付印なしでも受け付けることとします。
※ e-Tax をご利用の場合、申告等データと一緒に受信通知もご提出ください。
- 4 電子申請について
和歌山県が実施する経営事項審査において電子申請を利用する手順は次のとおりです。
審査の申込（従来どおり）⇒事前提出（従来どおり）⇒電子申請システム（JCIP）を用いた申請⇒県証紙の提出又はオンライン納付申請⇒審査⇒（補正等の対応）⇒結果通知書の送付（従来どおり）

和歌山県 県土整備部
県土整備政策局 技術調査課

経営事項審査の手引き

令和7年度（第2版）

注意点等

- 1 審査方法について
原則、審査は遠隔で行います。
書類の提出は、原則郵送又は電子申請によりお願いします。
- 2 技術職員が基準日時点で6か月を超えて雇用されていることの確認書類について
健康保険証の新規発行終了に伴い、令和7年12月2日以降を審査基準日とする経営事項審査においては、健康保険証に代えて雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、住民税特別徴収税額を通知する書面又は貸金台帳（写）等で確認を行うこととします。
なお、令和7年12月1日以前を審査基準日とする経営事項審査においては、審査基準日時点で有効な健康保険証を確認書類として使用いただけます。
- 3 消費税確定申告書及び添付書類について
令和7年1月から税務署による收受日付印の押なつが廃止されることに伴い、令和7年1月以降に税務署に提出された申告書については、收受日付印なしでも受け付けることとします。
※ e-Tax をご利用の場合、申告等データと一緒に受信通知もご提出ください。
- 4 電子申請について
和歌山県が実施する経営事項審査において電子申請を利用する手順は次のとおりです。
審査の申込（従来どおり）⇒事前提出（従来どおり）⇒電子申請システム（JCIP）を用いた申請⇒県証紙の提出又はオンライン納付申請⇒審査⇒（補正等の対応）⇒結果通知書の送付（従来どおり）

和歌山県 県土整備部
県土整備政策局 技術調査課

(5) 技術職員名簿 (事前提出)
※ 記載できる技術職員は、審査基準日前6か月を超える恒常的雇用が必要で
※ 雇川している職員の常勤性を賃金で確認する場合は、月額80,000円以上が必要です。
ただし、個人事業上の親族(同一生計等)で、所得税確定申告書の「事業専従者」欄に記載のある方はこの限りではありません。
なお、労働関係法令の規定に違反している場合、技術職員としての評価の対象外となります。
※ 記載順については、生年月日順(年長者→年少者)で記載いただくようご協力願います。
※ 右記確認書類の内、①、②、③のいずれかに該当する方について、④及び⑤が必要です。
⑥、⑦は該当者がいる場合のみ提出してください。

①監理技術者
「監理技術者資格者証(写)」及び「監理技術者講習修了証(写)」
②基幹技能者
「登録基幹技能者講習修了証(写)」
③その他の技術者
技術職員の資格を証する書類(写)
※ 事前に「入札参加資格審査申請書第5号(和歌山県内建設業者)」や許可申請時の届出により県が資格者証等を確認済みであれば不要

④常勤性の確認
⑤6か月を超える雇用の確認

区分	④常勤性が確認できる書類	⑤6か月を超える雇用の確認書類
⑦ CCUS加入事業者	技能者情報(帳票1-1) ※直近のもの	技能者情報(帳票1-1) ※直近のもの
⑧ 社会保険加入者	健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等	審査基準日に対して適用年月が7か月以上前の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等
⑨ 雇用保険加入者	—	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届(様式第4号)
⑩⑪⑫を用意できない方	住民税特別徴収税額を通知する書面 貸金台帳(写) 源泉徴収簿(写)	住民税特別徴収税額を通知する書面 貸金台帳(写) 源泉徴収簿(写)

○専従者
所得税の申告書で個人事業主の「専従者」であることが確認できれば、常勤性の確認において8万円以上でなくても良い。また6か月超の雇用の確認についても、所得税の申告書での確認を可とする。

○個人事業主本人
確認書類の提示は不要。
上記の表に記載のうち、④『常勤性が確認できる書類』から1点、⑤『6か月を超える雇用の確認書類』から1点、合計2点をご提出ください。(⑩⑪⑫を優先する。)

⑬審査対象年において新規に技術者になった方の確認(該当者のみ)
※「審査対象年」とは、経営事項審査を申請する日の属する事業年度の開始日の前1年のこと。
前回受審していない場合または前回の審査基準日が今回の審査基準日の前年同月でない場合は、審査対象年に新規に技術者となったことがわかる書面
例：雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届、貸金台帳(写)、源泉徴収簿、技術職員の資格を証する書面 等

⑭高齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者 ※該当者のみ
・常時10人以上の労働者を使用する会社の場合は、継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則。(なお、別記様式第3号の対象技術職員名簿は提出書類です。)

(注1)
申請内容により、別途追加資料を提出していただく場合があります。
新規に受審する場合、「完成工事高」及び「工事経歴書」については、2年平均選択の場合は2年分、3年平均を選択の場合は3年分必要です。

ISO14001の認証の有無

○国際標準化機構(ISO)第14001号の規格により登録されていることを証明する書類(付属書含む)

注意
・営業所が複数ある場合は、許可を受けたすべての営業所が認証範囲に含まれていること。
・ISOの認証範囲が建設業に関連すると認められる場合が対象となります。

軽自動車税納税証明書

(5) 技術職員名簿 (事前提出)
※ 記載できる技術職員は、審査基準日前6か月を超える恒常的雇用が必要で
※ 雇川している職員の常勤性が認められる賃金は、月額80,000円以上です。
ただし、個人事業上の親族(同一生計等)で、所得税確定申告書の「事業専従者」欄に記載のある方はこの限りではありません。
なお、労働関係法令の規定に違反している場合、技術職員としての評価の対象外となります。
※ 記載順については、生年月日順(年長者→年少者)で記載いただくようご協力願います。
※ 右記確認書類の内、①、②、③のいずれかに該当する方について、④及び⑤が必要です。
⑥、⑦は該当者がいる場合のみ提出してください。

①監理技術者
「監理技術者資格者証(写)」及び「監理技術者講習修了証(写)」
②基幹技能者
「登録基幹技能者講習修了証(写)」
③その他の技術者
技術職員の資格を証する書類(写)
※ 事前に「入札参加資格審査申請書第5号(和歌山県内建設業者)」や許可申請時の届出により県が資格者証等を確認済みであれば不要

④常勤性が確認できる書類
・健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等【社会保険加入者】
・雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届(様式第4号)と貸金台帳(写)(注3)【雇用保険加入者】
・住民税特別徴収税額を通知する書面、貸金台帳(写)、源泉徴収簿等【社会保険及び雇用保険に加入できない方】
・所得税確定申告書の「事業専従者」に該当する場合は、申告書の第一表と第二表(写)

⑤6か月を超える雇用の確認(注4)
・事業所の名称が記載された、審査基準日時点で有効な健康保険証(写)【社会保険加入者】
※事業所の名称の記載が無い場合は、健康保険組合理事長による資格証明書(資格取得日及び基準日での資格が証明できること)
・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書【雇用保険加入者】
・住民税特別徴収税額を通知する書面【社会保険及び雇用保険に加入できない方】
・貸金台帳(写)等【社会保険及び雇用保険に加入できない方】
※ ④と⑤の両方が必要です。

⑥審査対象年において新規に技術者になった方の確認(該当者のみ)
※「審査対象年」とは、経営事項審査を申請する日の属する事業年度の開始日の直前1年のこと
前回受審していない場合または前回の審査基準日が今回の審査基準日の前年同月でない場合は、審査対象年に新規に技術者となったことがわかる書面
例：雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届、貸金台帳(写)、源泉徴収簿、技術職員の資格を証する書面 等

⑦高齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者 ※該当者のみ
・常時10人以上の労働者を使用する会社の場合は、継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則。(なお、別記様式第3号の対象技術職員名簿は提出書類です。)

(注1)
申請内容により、別途追加資料を提出していただく場合があります。
新規に受審する場合、「完成工事高」及び「工事経歴書」については、2年平均選択の場合は2年分、3年平均を選択の場合は3年分必要です。

(参考2)

「審査基準以前に6か月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算の取り扱いについて

1 「審査基準以前に6か月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算は以下のとおりです。

- (1) 「起算日」とは審査基準日の前日のこととする。
- (2) 「6か月前」とは起算日の6か月前の月の当日の翌日のこととする。
ただし、当日が存在しない場合には翌月の初日のこととする。
- (3) 「6か月と1日前」とは6か月前の前日のこととする。

2 審査基準日(決算日)から6か月と1日以前から恒常的な雇用関係のある技術者を評価対象とします。代表的な審査基準日等での各該当日は下記のとおりです。

審査基準日	起算日	6ヶ月前	6ヶ月と1日前
令和7年10月31日	令和7年10月30日	令和7年5月1日	令和7年4月30日
令和7年11月30日	令和7年11月29日	令和7年5月30日	令和7年5月29日
令和7年12月31日	令和7年12月30日	令和7年7月1日	令和7年6月30日
令和8年1月31日	令和8年1月30日	令和7年7月31日	令和7年7月30日
令和8年2月28日	令和8年2月27日	令和7年8月28日	令和7年8月27日
令和8年3月31日	令和8年3月30日	令和7年10月1日	令和7年9月30日
令和8年4月30日	令和8年4月29日	令和7年10月30日	令和7年10月29日
令和8年5月31日	令和8年5月30日	令和7年12月1日	令和7年11月30日
令和8年6月30日	令和8年6月29日	令和7年12月30日	令和7年12月29日
令和8年7月31日	令和8年7月30日	令和8年1月31日	令和8年1月30日
令和8年8月31日	令和8年8月30日	令和8年3月1日	令和8年2月28日
令和8年9月30日	令和8年9月29日	令和8年3月30日	令和8年3月29日
令和8年10月31日	令和8年10月30日	令和8年5月1日	令和8年4月30日
令和8年11月30日	令和8年11月29日	令和8年5月30日	令和8年5月29日
令和8年4月1日	令和8年3月31日	令和7年10月1日	令和7年9月30日
令和8年10月1日	令和8年9月30日	令和8年3月31日	令和8年3月30日
令和8年6月15日	令和8年6月14日	令和7年12月15日	令和7年12月14日

(参考3)

高年齢者雇用安定法の継続雇用制度について

高年齢者雇用安定法の継続雇用制度とは、現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者を定年後（65歳以下の者に限る。）も引き続き雇用する制度です。（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項第2号）

当該制度の対象者については、雇用期間が限定されていても常時雇用されているとみなし、技術職員として評価対象に含みます。この場合、継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（国交省別記通知様式第3号）を併せて提出願います。

(参考2)

「審査基準以前に6か月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算の取り扱いについて

1 「審査基準以前に6か月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算は以下のとおりです。

- (1) 「起算日」とは審査基準日の前日のこととする。
- (2) 「6か月前」とは起算日の6か月前の月の当日の翌日のこととする。
ただし、当日が存在しない場合には翌月の初日のこととする。
- (3) 「6か月と1日前」とは6か月前の前日のこととする。

2 審査基準日(決算日)から6か月と1日以前から恒常的な雇用関係のある技術者を評価対象とします。代表的な審査基準日等での各該当日は下記のとおりです。

審査基準日	起算日	6か月前	6か月と1日前
令和6年10月31日	令和6年10月30日	令和6年5月1日	令和6年4月30日
令和6年11月30日	令和6年11月29日	令和6年5月30日	令和6年5月29日
令和6年12月31日	令和6年12月30日	令和6年7月1日	令和6年6月30日
令和7年1月31日	令和7年1月30日	令和6年7月31日	令和6年7月30日
令和7年2月28日	令和7年2月27日	令和6年8月28日	令和6年8月27日
令和7年3月31日	令和7年3月30日	令和6年10月1日	令和6年9月30日
令和7年4月30日	令和7年4月29日	令和6年10月30日	令和6年10月29日
令和7年5月31日	令和7年5月30日	令和6年12月1日	令和6年11月30日
令和7年6月30日	令和7年6月29日	令和6年12月30日	令和6年12月29日
令和7年7月31日	令和7年7月30日	令和7年1月31日	令和7年1月30日
令和7年8月31日	令和7年8月30日	令和7年3月1日	令和7年2月28日
令和7年9月30日	令和7年9月29日	令和7年3月30日	令和7年3月29日
令和7年10月31日	令和7年10月30日	令和7年5月1日	令和7年4月30日
令和7年11月30日	令和7年11月29日	令和7年5月30日	令和7年5月29日
令和7年4月1日	令和7年3月31日	令和6年10月1日	令和6年9月30日
令和7年10月1日	令和7年9月30日	令和7年3月31日	令和7年3月30日
令和7年4月15日	令和7年6月14日	令和6年12月15日	令和6年12月14日

(参考3)

高年齢者雇用安定法の継続雇用制度について

高年齢者雇用安定法の継続雇用制度とは、現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者を定年後（65歳以下の者に限る。）も引き続き雇用する制度です。（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項第2号）

当該制度の対象者については、雇用期間が限定されていても常時雇用されているとみなし、技術職員として評価対象に含みます。この場合、継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（国交省別記通知様式第3号）を併せて提出願います。